

「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」等に対する意見

平成24年1月12日

全国知事会

本会では、これまで、「社会保障・税に関わる番号制度に対する意見」（平成23年4月13日）、「社会保障・税番号大綱（案）に対する意見」（平成23年6月24日）及び「社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ」（平成23年12月2日）等により、番号制度に関する意見を表明してきた。

これらを基に、「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」及び「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」に対する意見を次のとおり提出する。

なお、「概要」において、番号情報保護委員会を独立性の高い「三条委員会」とし、その委員に地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者を含むとしたことは評価する。

記

1 「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」について

(1) 地方公共団体情報処理機構（仮称）

- ・地方公共団体情報処理機構（仮称）の設立及び運営については、本会の「社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ」（平成23年12月2日：別紙）を踏まえ、地方側と十分に協議を行うこと。

(2) 個人番号の利用範囲

- ・個人番号の利用範囲は、マイナンバー法の別表に定める社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収事務、防災に係る事務等とされているが、これらの分野は、住民に身近な地方公共団体が直接担い、あるいは、地方公共団体の事務と密接に関連することから、利用範囲の具体化に当たっては、実務を担う地方側と十分に協議し、その意見を反映すること。
- ・社会保障、地方税若しくは防災に関する事務その他の地方公共団体が条例で定める事務について、個人番号の利用を可能とされているが、その利用範囲については、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、原則として地方公共団体の裁量に委ねること。

(3) 番号個人情報の保護等

- ・国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として番号制度を導入するため、国の責任において、番号個人情報の保護対策に万全を期すること。

- ・住民基本台帳カードの偽造や不正取得事件が発生していることに鑑み、番号カードの偽造やなりすまし等による不正取得を防止する十分な対策を講じること。

2 「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」について

(1) 地方公共団体の導入準備等

- ・社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム構築・改修など、地方で必要となる作業とそれに要する経費について、工程表も含め早急に明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システムの構築・改修や運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにするとともに、番号の利用範囲や個人情報保護に関する条例の制定・改正なども含め、準備に要する期間を十分確保すること。

(2) 地方公共団体等との調整

- ・マイナンバー法案の提出に当たっては、事前に十分な余裕を持って地方公共団体に情報提供を行った上で、法案の内容について協議すること。
- ・番号制度に関する地方を含めた実務者による検討組織として、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」、「番号制度に係る地方税務システム検討会」が設置されているが、社会保障や防災分野での検討は進んでいない状況にあるため、早期にこれらの分野での検討を進めること。

(3) 国民対話

- ・「国民対話」として、現在、番号制度創設推進本部による「47都道府県リレーシンポジウム」が開催されているが、国民的な議論の喚起に至っているとは言い難い。「番号制度の国民広報」を前倒しし、番号制度の導入によるメリットを生活者の視点から具体的に示すとともに、個人情報保護対策や費用対効果等について分かりやすく広報すること。

(4) その他

- ・地方公共団体情報処理機構（仮称）の設立に向けたスケジュールを、地方公共団体との協議を組み込んだ上で早期に明らかにすること。

社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ

平成23年12月2日
全 国 知 事 会

国においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳法上の指定情報処理機関である、(財)地方自治情報センターを基礎に、「番号」の生成・管理、住基ネット、公的個人認証サービス等の業務を担う新たな地方共同法人の設立を検討しており、先般、その概要(案)が明らかになったところである。

全国知事会では、「社会保障・税番号大綱(案)に対する意見」(平成23年6月24日)により、地方共同法人は地方公共団体が主体的に担うべき事業を行う法人であり、その運営方法や設立に係る費用負担、運営収支などについて基本的な枠組みを示した上で、地方側と十分に協議を行うこと、また、その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえることを、政府の「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」に対し申し入れている。

この申し入れに照らし、先般明らかになった地方共同法人設立の概要(案)について、次のとおり意見等を取りまとめたので、国におかれては、これらを検討の上、地方側と十分に協議を行うよう改めて申し入れる。

記

1 地方共同法人の設立について

(1) 地方共同法人は、「地方公共団体の共通の利益となる事業等、その性格上地方公共団体が主体的に担うべき事業」を行うものとされているが、番号制度は、地方公共団体が地域住民に対して提供する住基ネットや公的個人認証に係るサービスとは目的や性格が異なるとも考えられる。

このため、地方共同法人設立の前提として、新たな事務である「番号」の生成・管理の具体的な内容を明らかにし、地方共同法人が担うべき事務であることを明確に示した上で、地方側と協議すべきである。

(2) また、地方共同法人の事務とする場合、新たな法律に基づき、直接、地方共同法人が行う位置づけとなるのかどうか明らかにすべきである。

2 地方共同法人の運営について

(1) ガバナンス

代表者会議、執行機関、経営審議委員会の役割を明確にし、地方の代表によるガバナンスの下で、真に効率的な運営が確保される体制を整備すること。

また、監査法人や公認会計士による会計監査を実施するなど、ガバナンス体制を強化すること。

(2) 運営経費等

① 総論

番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、運営経費の負担など国の責任について、法律等で明確に定めること。

② 運営経費

ア 情報提供手数料等でカバーできない経費を都道府県の交付金で補填するスキームでは、都道府県の負担が際限なく拡大する懸念があることから、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の更なる減額、廃止を図ること。

なお、将来収支に関する試算は、日本年金機構をはじめ番号制度の利用が想定される機関からの収入を見込んだ期待値に過ぎず、現在の公的個人認証サービスの運営の実態を踏まえ、利用見込みに満たない場合の歳入差額は全額国が負担すべきとの意見、公的個人認証サービスについては、手数料収入のみで運営すべきであり、都道府県交付金等を見込むべきではないとの意見、またＩＣカードは国民生活を支える基盤であり発行費用の全額を国費で要求すべきとの意見があった。

イ 早急に初度的費用を含めた初年度から５年間以上の収支試算を示し、初度的経費と経常経費の区分ごとに、国、都道府県、市町村それぞれの負担額を明確にすること。また、その際には、次の内容を明らかにすること。

- ・ 住基ネット、公的個人認証サービス、ＬＧ－ＷＡＮの運営区分ごとの、都道府県交付金等の算出根拠及び今後の推移見込み
- ・ 情報提供手数料等の詳細な積算根拠（単価の違いや利用回数の根拠等）
- ・ 住基ネット及び公的個人認証サービスにおける一定期間ごとのシステム改修や暗号危殆化対応に要する経費
- ・ ＩＣカードの発行事務を地方共同法人が受託する理由
- ・ 当初のＩＣカード発行及び有効期間の設定による数年おきのＩＣカード発行に係る費用負担の考え方

ウ 住基ネットの情報提供手数料について、国において適正な予算化がされず、やむを得ず情報提供手数料を減額している実態があり、今後、こうしたことが生じないように、確実に予算を確保すること。

③ その他の経費

住基ネット、公的個人認証サービス、ＬＧ－ＷＡＮの各システムの開発経費は全て国が負担すること。その際、各システムの統合や共同運用等により、更なる経費の縮減が可能となるシステムとすること。

また、番号制度の導入に伴う公的個人認証サービスのシステム改良に要する費用、「新暗号アルゴリズムへの移行」に係る費用について、国の財政措置の内容を示すこと。